

■議案第24号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者として「高知はた農業協同組合」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」
施設の所在地 四万十町大正16番地2

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 高知はた農業協同組合
団体の所在地 四万十市右山五月町7-40

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者の候補選定理由

四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」は、農林業の振興、都市住民との交流及び情報発信等、地域活性化を図ることを目的に設置した施設です。

この施設は、平成26年4月1日より平成29年3月31日まで、「高知はた農業協同組合」を指定管理者に指定し、管理運営業務を行っていただいています。

本年度末をもって、指定管理期間が終了するため、来年度から3年間の指定管理者について、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行ったところ、高知はた農業協同組合1件のみの応募があり、四万十町指定管理者選定委員会で審査を行った結果、

- 当該団体は、現在の指定管理者として施設を管理してきた実績があり、経験を活かした安定的な施設維持管理体制が整った事業提案となっている
 - レストラン運営は地元食品の利用、新メニューの開発を積極的に行い、四万十町大正の道の駅として施設を最大限活用する計画となっている
- 等から、適当と認め、当団体を指定管理者の候補者として選定するものです。

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

1～2 項省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 項省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1） 公の施設の概要
- （2） 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- （3） 利用料金に関する事項
- （4） 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （5） 申請の資格
- （6） 選定の基準
- （7） その他町長等が指定する事項

（選定方法等）

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （5） その他町長等が別に定める事項

四万十町道の駅四万十大正物産販売施設条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、物産販売施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。